

# **雇用保険法施行規則等の一部を改正する省 令案要綱(令和4年度の雇用関係助成金)**

厚生労働省発職 0318 第9号

令和4年3月18日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会  
の意見を求める。

---

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用関係助成金等の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

1 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

(一) 六十五歳超雇用推進助成金の助成に関し、今般の執行状況を踏まえて、助成金の支給対象とする事業主並びに当該事業主の対象被保険者数の区分及び助成額を見直すこととし、労働協約又は就業規則により次に掲げる措置を新たに講じた事業主に対して、それぞれ次に定める額を支給するものとする。また、これらの措置を講じた日から起算して六箇月前の日から支給申請を行った日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定を遵守している事業主に対してのみ、支給するものとする。

(1) 六十五歳への定年引上げの措置 次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 対象被保険者が四人未満の事業主 十五万円

ロ 対象被保険者が四人以上七人未満の事業主 二十万円

ハ 対象被保険者が七人以上十人未満の事業主 二十五万円

ニ 対象被保険者が十人以上の事業主 三十万円

(2) 六十六歳以上七十歳未満までの定年引上げの措置 次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 対象被保険者が四人未満の事業主 三十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十万円）

ロ 対象被保険者が四人以上七人未満の事業主 五十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

ハ 対象被保険者が七人以上十人未満の事業主 八十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

ニ 対象被保険者が十人以上の事業主 百五十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十五万円）

(3) 七十歳以上までの定年引上げ（引上げ前の定年が七十歳未満のものに限る。）の措置 次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 対象被保険者が四人未満の事業主 三十万円

ロ 対象被保険者が四人以上七人未満の事業主 五十万円

ハ 対象被保険者が七人以上十人未満の事業主 八十五万円

ニ 対象被保険者が十人以上の事業主 百五十万円

(4) 定年の定め廃止（廃止前の定年が七十歳未満のものに限る。）の措置 次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 対象被保険者が四人未満の事業主 四十万円

ロ 対象被保険者が四人以上七人未満の事業主 八十万円

ハ 対象被保険者が七人以上十人未満の事業主 百二十万円

ニ 対象被保険者が十人以上の事業主 百六十万円

(5) 六十六歳以上七十歳未満の年齢までの継続雇用制度の導入の措置 次のイからニまでに掲げる

事業主の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 対象被保険者が四人未満の事業主 十五万円

ロ 対象被保険者が四人以上七人未満の事業主 二十五万円

ハ 対象被保険者が七人以上十人未満の事業主 四十万円

ニ 対象被保険者が十人以上の事業主 六十万円

(6) 七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入（導入前の定年及び継続雇用制度において設定した年齢の上限が七十歳未満のものに限る。）の措置 次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 対象被保険者が四人未満の事業主 三十万円

ロ 対象被保険者が四人以上七人未満の事業主 五十万円

ハ 対象被保険者が七人以上十人未満の事業主 八十万円

ニ 対象被保険者が十人以上の事業主 百万円

(7) 六十六歳以上七十歳未満の年齢までの他社継続雇用制度の導入の措置 その実施に要した費用

の全部を負担した場合、措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十万円のうちいずれか低い額

(8) 七十歳以上の年齢までの他社継続雇用制度の導入（導入前の定年並びに継続雇用制度において設定した年齢の上限及び他社継続雇用制度において設定した年齢の上限が七十歳未満のものに限る。）の措置 その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した場合、措置の実施に要した費用の二分の一に相当する額又は十五万円のいずれか低い額

(二) 六十五歳超雇用推進助成金の助成に関し、雇用管理制度の整備を行う事業主及び無期雇用労働者への転換を行う事業主が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定を遵守していることを確認する期間について、雇用管理整備計画又は無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して六箇月前の日から支給申請を行った日の前日までの間とすること。

## 2 中途採用等支援助成金制度の改正

生涯現役起業支援コース奨励金を廃止すること。

- 3 両立支援等助成金制度の改正 (略)
  - 4 キャリアアップ助成金制度の改正 (略)
  - 5 人材開発支援助成金制度の改正 (略)
  - 6 通年雇用助成金制度の改正  
通年雇用助成金の暫定措置について、季節労働者の移動就労に係る経費に対する助成は令和七年三月三十一日まで、休業に係る経費に対する助成は令和七年四月三十日まで、試行雇用終了後の常用雇用に係る経費に対する助成率の引上げの特例については令和七年三月三十一日まで延長すること。
  - 7 認定訓練助成事業費補助金制度の改正 (略)
- 二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正
- 1 建設分野雇用管理制度助成コース助成金制度を廃止すること。
  - 2 建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金制度の創設  
(一)に該当する建設事業主団体等に対して、(二)に定める額を支給するものとする。  
(一) 建設労働者の入職の促進及び処遇の改善を図るため、建設キャリアアップシステム、建設技能



者の能力評価制度及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度（以下「建設キャリアアップシステム等」という。）の普及促進に資する事業として、建設事業主団体等の構成員である建設事業主のほか、厚生労働省職業安定局長が定める要件に該当する者に対して、次のいずれかのものを行う建設事業主団体等であること。

- (1) 建設キャリアアップシステム等の登録又は申請に必要な費用の全部又は一部を補助する事業
- (2) 建設キャリアアップシステム等の登録又は申請に関する手続の支援、相談、情報の提供その他の援助を行う事業

- (3) 建設労働者の就業履歴を蓄積する機器又はソフトウェアの導入を促進するための事業
- (二) (一)の事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体は三分の二）に相当する額

### 3 建設労働者技能実習コース助成金制度の改正

技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として厚生労働省職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する賃金助成の特例措置について、令和五年三月三十一日まで延長すること。

## 第二 その他

- 一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。
- 二 この省令に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。